

蕨市手数料条例の一部を改正する条例

蕨市手数料条例（昭和 53 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「抄本」の次に「又は戸籍証明書」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

5 の 2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき 400 円
--	--------------

別表 7 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「抄本」の次に「又は除籍証明書」を加え、同表 10 の項の次に次の 1 項を加える。

1 0 の 2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき 700 円
--	--------------

別表 12 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「証明書」の次に「又は電子化された届書等情報に関する証明書」を加え、同表 14 の項中「書類」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄

